

### 第30回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年8月23日（月）18：30～21：15  
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール  
出席委員 土谷委員、杉原委員、大江委員、清野委員、小森委員、西島委員、菅野委員、  
宮田委員、村上委員、三浦委員、遠國委員、竹下委員  
アドバイザー 水澤アドバイザー

#### 1 開 会

#### 2 中間報告に向けてのたたき台の整理について（協議）

<事務局から概況を説明>

（事務局）

本日は前回に引き続き中間報告に向けてのたたき台の整理を行っていただく。今回は前文及び第1章について協議を行ったが、このうち一部は起草部会で再度検討をしていただくことになった。前回会議後、検討の効率化を図るため庁内委員会から提出があった修正案などについて起草部会であらかじめ時間をかけて検討していただいた。起草部会での検討結果については事前にお送りさせていただき、見ていただくようお願いをしていたところ。したがって本日は、起草部会での検討結果を中心に協議を進めていきたいと思っている。また、議会側や行政側から提出された意見についても引き続き検討していきたいと考えている。

（委員長）

今日は第2章からスタートして、後半は前回の部分を整理しながら進めたい。今回は章ごとの個別に見たがなかなか進まないの、章全体を説明した後全体の中で論議していきたい。早速第2章から進めていきたい。

（事務局）

資料1-2に基づいて中身を見ていきたい。8月12日付で前回の会議でお渡しした修正案や庁内委員会修正案に対する意見等について、みなさんにご意見等の提出の依頼をさせていただいた。いくつか意見等が出てきたこと、また、作業の効率化を図るということで、先週起草部会で庁内検討委員会から出てきている案などについて検討させていただいた。その結果が資料1-2の備考欄に記載されている。第2章の情報共有のところから順次進めていきたい。

第2章の備考欄の主立った部分をご説明する。基本的には庁内委員会の検討結果でいいのではないかとということになっているが、（11）（委員会その他）の部分について、7月22日時点の文言では「本会議、委員会、その他の会議を原則公開とします」となっており、「その他」という部分の表現について行政側からも会議規則で規定する会議という形で具体的にしたほうがいいのではないかとという意見もあった。前回、前々回の会議の時に、「その他の会議」とは、解説のところで会議規則で規定する会議のことをいうと言っていたが、今の当町の議会の会議規則がどういう中身になっているかを踏まえつつ、どういうことをその他の会議ということから意図することになるのかという部分がはっきりしないと議論ができないというご指摘があったことから、全国町村議会議長会通知の「標準町村議会会議規則改正について」をお配りしていたところであるが、基本的には「その他」という表現を生かすということでもいいのではないかと結論となったところ。前回の会議の中でも、どのような会議でも全て公開しなければならないのではないかと懸念が

示されたところであるが、ここで言おうとしているのはあくまでも公の会議として位置づけられるものが「その他の会議」になるということである。このことを解説・考え方のところも一部修正しようとしており、今後会議規則で規定する可能性のある会議、すなわち公の会議と位置づけられるものになるが、例えば全員協議会や各派代表者会議などが該当するが、このことについて「標準町村議会会議規則改正について」という全国町村議会議長会で通知している資料があるが、地方自治法が改正になり地方自治法第100条第12項という規定が新設された。今までは議会の全員協議会などは公の会議として位置づける根拠規定がなかったが、会議規則を変更すれば公の会議としての位置づけができるようになってきている。当町の議会はまだ全員協議会などを公の会議という位置づけはしていないところであるが、仮に議会において全員協議会などの会議を公の会議と位置づけられることとなれば、原則公開することになる。したがって「その他」という表現が議会の内部的な会議についても公開とするものではないと読み取れる。この点については解説・考え方にて補足していけばいいのではないかとというのが起草部会での結論であった。

資料1-2に戻るが、備考欄の下に(A)(審議会等の附属機関及びこれに類するもの)があるが、附属機関及びこれに類するものという表現をしているが、当町の情報公開条例の会議の公開の規定の文言がこうなっているのでそれに合わせた。他の自治体の条例を見ても、あまり附属機関という言い方を使っておらず、総称して審議会等と表現している自治体が非常に多く、また起草部会においても附属機関という言い方が一般市民になじみがなく難しい表現なのではないかという意見や、審議会等という表現の方がわかりやすいのではないかという指摘があり、審議会等にしたら方がよいということとなった。最後(13)(会議の非公開)については、非公開とすることができる場合を明確に謳いたいもので、非公開とすることができるという文言を生かすような表現に改めてはどうかと起草部会では考えたところ。第2章については以上。全体を通してご意見があればお願いしたい。

(委員長)

第2章について、情報共有ということで説明したが、ご意見等があればお願いをしたい。

「その他の会議」とは具体的にどういうことを想定しているのか。基本的には原則公開ということになっていると思うが。

(事務局)

全国町村議会議長会の平成20年8月4日付けの通知にあるとおり、地方自治法の改正により第100条の第12項で「会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」という規定が設けられた。実際協議や調整を行うための場ということで、議会では全員協議会や正副委員長会議、各派代表者会議などが想定できるということが通知でいわれている。

(アドバイザー)

解説の中に前あったように、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会などのように会議規則で規定する会議とすればよい。今会議規則にない会議であっても会議規則を変えれば会議規則に規定する会議に含まれる。したがって、解説にあった書きぶりの方がいいと思う。

(委員長)

会議規則で定めてもらうということか。

(アドバイザー)

本文では「委員会、その他の会議」という書き方になっているが、解説には会議規則で定める会議にすれば、会議規則で新たに追加すればいいので将来対応できる。

(委員長)

本会議、委員会、会議規則で定める会議についてを原則公開するということになるのか。  
(アドバイザー)

私はその方がいいと思う。

(委員)

平成20年8月4日の全国町村議会議長会の中で、全員協議会と各派代表者会議を正規の活動の場として認めて、費用弁償及び公務災害補償の対象とするかどうか議論したが、現実には各派代表者会議は議員の傍聴も認めないという性格のものになっているので、そういうものに公的扱いをするわけにはいかないということになり、全員協議会も含めて美幌町の議会規則には入れていない。ただ議員間の討論を旺盛にすべきだという流れから行くと本会議場での質疑ではなく、全員協議会を正規な機関として定めて意見交換をやることを再度議論せざるを得ない状況にはあると思う。

(委員長)

そうすると議会の判断があって、会議規則の中でどうするかについては議会で考えていただく。表現としては本会議、委員会、会議規則でさだめる会議については原則公開するというところでどうなのか。

(アドバイザー)

それでいいと思う。

(委員長)

原則は公開だとして情報提供は積極的にしながら、会議等については行政の招集する会議もあるし、議会も会議を持っているので、それらについては原則公開する、議会のことについては会議規則にゆだねる、そこは議会の方で判断していただく、ということでしょうか。

(アドバイザー)

問題ないと思う。

(委員)

特に議会の場合は様々な会議があるので、それが原則公開となると公の会議と言っても際限のないこととなる。

(委員長)

原則公開という中で、どういう会議を公開とするかは規則の方で委ねることとし、議会の判断とするということを進めてよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

他にないか。

(アドバイザー)

「説明責任」のところで、町民から説明を求められた場合という部分が削除となっている。当たり前だということで削除されたと思うが、ここで言語化するというところに非常に価値がある。

(委員)

前のままの方がいいと思う。

(委員長)

どちらでも趣旨は変わらないが、より親切かどうか。

(委員)

原文の方が親切である。

(委員長)

原文に戻すということによろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

それでは先に進めていく。第3章。

(事務局)

庁内検討委員会修正案の(3)(不参加による不利益)で、たたき台では「参加又は不参加を理由として不利益をうけないよう配慮する」とあるが、「参加又は」は不要ではないかとなり、起草部会でもそれでいいのではという意見となったところ。ここでは参加の基本を謳っているところであることから、参加することが原則にあるので、参加しないことによる不利益を謳うことがどうかという意見があったことから、不参加による不利益を謳うことで十分ではないかということで修正したものであり、ご議論いただきたい。

備考欄(A)のところで、「町民参加」という表現について、庁内委員会ではよりやさしい表現とするため「町民の参加」としてはどうかという意見がでたところだが、起草部会では「町民参加」が一般的になっていることから「の」を入れる必要はないのではないかととなったところ。

(7)(町の施設)のところで、3号と4号が別々になっている。「広く町民が利用する」という表現の有無の違いについてであるが、庁内検討委員会では「広く町民が利用する」という表現を使えば3号の表現も含まれることから、同じ表現を利用する3号と4号を結合して構わないのではないかということになったところ。また、建物や施設については購入など取得することもあるので、「取得」を加えたところ。

(8)のところで、「事務及び事業」という言い方についてあまり使われず、行政的には一般的に使用している表現である「事務事業」としてはどうかとなったところ。

(16)で「一つ以上」という表現について、他市町村が用いてはいるが、「一つ以上」という表現に違和感があることから、意図は変わらない表現である「いずれか又は複数の方法」にした方がよいのではないかととなったところ。

(20)のところで、「パブリックコメント手続」とは、行政が素案を示し、それに対し町民の方々から意見等を聞いて、そういったことを考慮しながら最終的に行政としてその意見等をどう扱ったかということ公表するという一連の手続きを含めていうものであるが、提出された意見等の取扱いの規定で、町民参加により意見等については総合的に検討し、公表することとなっているので、パブリックコメント手続と重複する表現となることから「パブリックコメント手続の実施」とした方がよいのではないかととなったところ。

(22)であるが、意見等の検討について例外的に非開示とする場合について、情報公開条例等による非開示では根拠が足りないのではないかということになり、公序良俗違反や個人を誹謗中傷するような意見がでてくる可能性もあることも考慮し、非開示とする場合を規定しておいた方がよいのではないかとということで意見が出されたところ。

(委員長)

それは情報公開条例を改定し、精度を上げるということではないのか。

庁内検討委員会の検討結果とおり修正しないと、町民のみなさんが参加するにあたり不利益はあるのか。

(委員)

町民からの意見を踏まえた成果品が公表されるのであるから、不採用の意見を公開する必要はないのではないか。

(アドバイザー)

ここでは採用・不採用になった理由を付して公表しなさいと規定しているもの。町民が

らいただいた意見に対して誠意を持って回答するということ。

(委員)

まったく根も葉もない個人を誹謗中傷するような意見があった場合に、その意見は公開しないことが適当であるが、今の情報公開条例では公開しないことは難しいということ。この自治基本条例を受けて、情報公開条例が修正されるのがスジだと思う。

(委員)

情報公開条例で処理するべきだと思う。自治基本条例は、まちの憲法であるため、細かく規定することではないと思う。

(委員)

情報公開条例の10条のことを言っているのだと思うが、不適切な意見も非公開とはできないのではないか。

(事務局)

情報公開条例の10条で言っているのは、公文書についてであり、そのような意見を公文書として取り扱うのかということ。

(委員長)

自治基本条例を制定した後に、情報公開条例の見直しで対応するべきだと思う。パブコメでだされた不適切な意見についての取り扱いをここに書くと、細かく書かなければならないことが他にも出てくる。

(委員)

パブリックコメントという横文字ではわかりにくい。括弧書きで説明するくらいであれば最初から分かりやすく記載してはどうか。

(委員)

日本語を前に出して、括弧書きでパブリックコメントと逆にしてはどうか。

(委員)

それがよい。

(委員)

両方並べておかないと、同じことを言っているにもかかわらず、伝わらないかもしれない。

(委員長)

日本語を先にするというところでどうでしょう。

〈出席委員了承〉

(委員長)

(7)の施設管理の部分は町民参加から離れているのではないか。

(アドバイザー)

町の施設と町民が利用する施設は違う。町の施設は税金を使用する施設であるが、かたや町民が利用するだけの施設なので、当然違ってくる。町民が利用する施設とすると、町民が利用しない施設がはずれてくるが、それでいいのか。

(委員長)

このことについて事務局としてはどうなのか。

(事務局)

ここで言いたいのは、町の施設とすると物置から何から際限なく、参加も重荷になるため、どこかで線引きをしなければならないということがある。規則に委任をするということであれば、町民が利用する施設にまとめることで支障がないのではないか、ということである。

(アドバザ -)

そのことについては、但し書きがある。2千万円以上など金額などを設定し、そこを超えたもののみを参加対象とするもの。

(事務局)

金額だけでいいのかとなると、使用頻度や関わり合いなどもあり非常に難しい。

(アドバザ -)

どこかで町民参加を謳わなければならないので、それを別の規則で定めてはどうかと提案させていただいている。

(委員長)

広く町民が利用する町の施設とは具体的にどのようなものか。非常にあいまいなところがあり、以前にも検討していることから、一つにあわせないで個別に列挙した方が説明しやすいのではないかと。

〈出席委員了承〉

(アドバザ -)

(3)の参加を省略するという町内委員会のご意見であるが、参加により不利益を受けるケースもあるので、参加は残しておくべきではないかと。

(委員長)

不参加の時だけ、不利益をうけないように配慮するということだが、参加した時の不利益はどうするのか。

(委員)

参加を促しておきながら、参加した方を保証しないという考え方だと、誰も参加できなくなってしまうと思う。

(委員長)

不参加の場合だけを考えるのは片手落ちではないか。両方案が得られることはある。

(委員)

そうなるとこのままになるのか。

(委員)

参加による不利益はある。参加はそのまま残すことがいいと思う。

(委員長)

参加するのは基本であるが、参加でも不参加でも不利益を受けないようにする規定でいいのかどうかということであるがどうか。

(アドバザ -)

皆さん方の見識にお任せする。

(委員)

当初の論議では、町政に参加することは基本であるが、参加しないメンバーがいてもそれをとがめないようにしようという思いがあった。

(委員長)

それでは原文のままということではよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員)

(13)についてはどうなのか。

(アドバザ -)

町という言葉はあいまいなので、行政という表現に置き換えて、行政内部と表現すればよいのではないかと考えたところ。

(事務局)

言わんとしているのはまさにそのとおり。

(委員)

では行政内部でよろしいか。

〈出席委員了承〉

(委員長)

他には。

(事務局)

(16)について、意味は変わらないが表現を変えたもの。

(委員長)

この部分は行政が逃げられないようにという思いを込めて、こういう表現に決めたもの。

(委員)

内容は同じ。

(委員)

庁内検討委員会の案でよい。

〈出席委員了承〉

(事務局)

(8)の「事務及び事業」については、行政職員のみによる庁内委員会での検討によるためということもあるが、行政的には「事務事業」という表現が一般的である。

(委員)

原文の方が町民にわかりやすい。

(委員長)

では、原文のままということ。

〈出席委員了承〉

(委員長)

前回検討した前文、第1章について説明したい。

(事務局)

前文、第1章について起草部会で再度検討していただけないかということになった部分について説明する。

前文備考欄(A)のところだが、起草部会としては「町民が誇れる」という表現を生かしつつ、周辺部分をそぎ落として「住みよい、町民が誇れるまちとして発展してきました」と簡略してはどうかと考えたところ。

次の(B)については、守るのは自然環境であり、歴史や文化は築くものだということを踏まえ「先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化」と整理した。

次の(C)については、最後の2行の「町民主権」以下は生かすが、前半が分かりにくいというご指摘があった。それを踏まえ起草部会で協議し、町民それぞれが町民や議会、行政それぞれに責務があることを認識するということを明確にするという意図で、自治の主体がとれてしまうが、認識するべきものを改めて認識することを謳うべきであるということから、このような表現とした。

〈出席委員了承〉

(事務局)

第1章の3基本理念の(3)について、議会と行政について規定しているが、議会と行政をそれぞれに分けて規定をしようとしたところ。起草部会では原文の(3)が言わんとすることは美幌町が国と北海道と対等な立場で自主自立的な運営をしていくことを言いた

いので、あえて議会及び行政という表現を使わず、「町は」ということでいいのではないかと考えたところ。(E)のところになるが、「町民、議会及び行政」となっている部分も「町民及び町」となるのではないかと考えたところ。

(委員長)

主体的にかかわることが基本理念ではないかということであるが、どちらもどっちという感じ。理念であるので、主体的にかかわることも、こういうまちづくりのために主体的にかかわるといっても、前後どちらでもいいと思うが、入れ替えるとどうなるのか。

(委員)

原文の方が町民にとっては受け入れやすい。修正案だと素っ気ない印象を与えてしまう。

(事務局)

(1)は「地域社会の自治」という部分で誤解を招く可能性があるので、(1)は修正案2のとおりとなる。

(アドバイザー)

(3)については、「議会及び行政」とは言わないで「自治体」と言い換えればすっきりする。大事なのは国や道との関係を整理しておくことが理念として大事なのではないかということであった。

(委員)

それでいい。

(委員長)

そうすると(1)は修正案2に、(2)は原文のまま、(3)は「議会及び行政」を「美幌町」に変えるということによろしいか。

〈出席委員了承〉

### 3 その他

次回の会議は、9月7日(火)18:30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。

(委員)

町民と行政と議会の役割について、図解したものを用意できないか。

(事務局)

検討する。